

湖西市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、湖西市新居地域センターの使用に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月1日

湖西市長 田内 浩之



- 1 委託の相手方
湖西市鷺津794番地の6
公益社団法人 湖西市シルバー人材センター
理事長 荻野 多喜雄
- 2 委託内容
新居地域センターにおける使用に係る使用料の徴収事務の委託
(ただし、開館日の午前9時から午後9時30分までの間)
- 3 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで